



税金

市民税

市民税(個人)

市民税課市民税第一担当・第二担当
TEL 224-5640

▶市民税を納める方

1月1日現在、川越市に住所があり前年に所得がある方に課税されます。なお、川越市に住所がなくても、市内に店舗や家などを持っている方には、均等割が課税されます。

※1月2日以降に転入した方は、前住所地(1月1日現在の居住市区町村)で課税されます。

▶税額の計算について

市民税は、均等に負担していただく「均等割」と、前年所得に応じて納めていただく「所得割」からなります。また、市民税の賦課徴収と合わせて、県民税および森林環境税(国税)の賦課徴収が行われます。

□均等割額＝

市民税3,000円・県民税1,000円

□所得割額＝

課税標準額(所得の合計－控除の合計)×税率－税額控除額

□森林環境税 1,000円

▶市民税・県民税の申告が必要な方

□1月1日現在、川越市に住所があり、前年中に営業・農業・不動産・配当・年金などの所得があった方

□給与所得者は通常、申告の必要はありません。給与所得者でも、勤務先から給与支払報告書の提出がなかった方、2か所以上から給与を受けている方、前年中に退職した方、給与以外の所得がある方は、申告が必要です。

※税務署で所得税の確定申告をする方は、市・県民税の申告は不要です。

※課税・非課税証明書は、①市・県民税の申告、②確定申告書の提出、③勤務先からの給与支払報告書の提出、④公的年金支払者からの公的年金等支払報告書の提出などの、いずれもない場合は交付できない場合があります。

▶申告時期

市・県民税の申告は、2・3月に各地区の公民館などで、受け付けします。日程などは、1月の広報川越でお知らせします。

※申告時期以外は、市民税課(本庁舎2階)で申告を受け付けます。詳しくはお尋ねください。

市民税(法人)

市民税課税制担当 TEL 224-5637

川越市内に事業所などを有する法人に課税されます。

固定資産税・都市計画税

固定資産税

資産税課管理担当 TEL 224-5642

1月1日現在、市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方に課税されます。このため、年の途中に売買などで所有者が変わっても、その年度は旧所有者に課税されます。

税額は、課税台帳に登録されている価格(課税標準額)に、税率(1.4%)を乗じて算出します。

課税標準額が土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円に満たないときは、課税されません。

都市計画税

資産税課管理担当 TEL 224-5642

1月1日現在、市内の市街化区域内に固定資産(土地・家屋)を所有している方に固定資産税と合わせて課税されます。

税額は、課税台帳に登録されている価格(課税標準額)に、税率(0.3%)を乗じて算出します。

家屋調査

資産税課家屋担当 TEL 224-5684

市では、固定資産税・都市計画税の税額算出のため、新築・増築等をした家屋の立ち入り調査を行っています。職員が伺いましたら、ご協力をお願いします。

固定資産課税台帳の縦覧・閲覧

縦覧・閲覧＝資産税課管理担当
TEL 224-5642

審査＝市民税課税制担当
TEL 224-5637

縦覧とは毎年4月1日から第1期納期限の日までの間(縦覧期間)に限り、納税者が土地・家屋縦覧帳簿を縦覧することにより、自己の所有する土地または家屋の価格と他の土地または家屋の価格とを比較することができる制度です。

閲覧とは1月1日現在、川越市内に固定資産を所有する納税義務者が固定資産課税台帳を閲覧することにより、自己の所有する固定資産の課税内容を確認することのできる制度です。なお、縦覧期間中に限り、固定資産課税台帳(名寄帳兼課税台帳)の写しを無料で取得することができます。

固定資産課税台帳の価格(新たに価格を決定されたもの)について不服があるときは、価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月以内に川越市固定資産評価審査委員会に対して「審査の申出」をすることができます。

事業所税

市民税課税制担当 TEL 224-5637

市内事業所などの床面積が1,000㎡を超える場合、または市内事業所の従業員が100人を超える場合に申告納税が必要です。

軽自動車税種別割など

軽自動車税種別割

市民税課税制担当 TEL 224-5637

毎年4月1日現在、次の車両を所有している方に課税されます。

該当する車両を取得したとき、住所を変更したときは15日以内に、廃車したときは30日以内に申告してください。

▶税率の明細

□二輪車及び小型特殊自動車

区分		税額
原動機付自転車	第一種(一般原付および特定小型)	2,000円
	第二種乙(50cc超～90cc以下)	2,000円
	第二種甲(90cc超～125cc以下)	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他のもの	5,900円
二輪のもの		3,600円
二輪の小型自動車		6,000円

□三輪以上→初度検査年月によって税率が異なります。

詳しくは、車検証をご確認ください。

			初度検査年月		
			～平成24年3月	平成24年4月～ 平成27年3月	平成27年4月～
三輪のもの			4,600円	3,100円	3,900円
四輪のもの	貨物用	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
		自家用	6,000円	4,000円	5,000円
	乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		自家用	12,900円	7,200円	10,800円

▶グリーン化特例(軽課税率)について

※令和7年度のみ

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例(軽課税率)が適用されます。

			A	B	C
三輪のもの			1,000円	2,000円	3,000円
四輪のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	適応なし	
	貨物用	営業用	1,000円		
		自家用	1,300円		

A	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制NOx10%低減達成)
B	平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減であって、令和2年度燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準90%達成…B
C	令和12年度燃費基準70%達成…C

軽自動車税環境性能割など

軽自動車税環境性能割・自動車税種別割・自動車税環境性能割については、下記にお尋ねください。

※軽自動車税環境性能割は市税ですが、賦課徴収などの事務は当分埼玉県が行います。

□軽自動車税環境性能割・自動車税環境性能割

埼玉県自動車税事務所 所沢支所

TEL 04-2998-1321(代表)

□自動車税種別割

自動車税コールセンター

TEL 0570-012-229

市税等の口座振替

市税等の納付には便利な口座振替をご利用ください。口座振替できる市税等は、市民税・県民税・森林環境税(個人の普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税です。

申し込み方法

収税課収税管理担当

TEL 224-5686

振替を希望する税の納税通知書・預金通帳・預金口座に使用している印鑑を持参し、収税課(本庁舎2階)、市民センター、川越駅西口連絡所、または預金口座をお持ちの金融機関に申し込んでください(納税通知書内に掲載されている金融機関に限ります)。また、郵送での手続きもできますので、収税課にご連絡ください。

なお、申し込み用紙は市ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

税証明など

各種の税証明などについては、▶57ページの「証明書の交付と手数料」をご確認ください。

税金